

瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク
 - カ その他自転車乗車用ヘルメットの安全規格の基準を満たしていると市長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 瀬戸市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に記録されている者で、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金（以下「補助金」という。）の申請年度における年齢が満7歳以上満18歳以下となる者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者若しくは未成年後見人その他の者で児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族のうち、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。

- (4) 高齢者 瀬戸市に住所を有し、住民基本台帳法により本市に記録されている者で、補助金の申請年度における年齢が満65歳以上となる者をいう。
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及びその保護者並びに高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用するヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努める者
- (2) 過去に同一の補助金の適用を受けていない者（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入に係る補助金の適用を受けていない者を含む。）
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (4) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合、市に対して補助金を返還することについて了承する者
- (5) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）に定める暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (6) ヘルメット購入後に事故等が発生した場合、市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等又は高齢者が着用するヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助

金交付申請書兼誓約書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金の申請年度の3月15日までに、市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項に規定する申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付決定通知書兼確定通知書を受領後、速やかに瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金請求書（第3号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金請求書の提出を受けたときは、受給者に対し補助金を交付するものとする。

（検査等）

第8条 市長は、受給者に対し補助金交付に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日以後に購入したヘルメットの購入に要した経費に対して適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金
交付申請書兼誓約書兼実績報告書

（宛先） 瀬戸市長

申請者

住 所	〒 瀬戸市
フリガナ 氏 名	
電話番号	

瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

ヘルメットを 着用する者	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	生 年 月 日 (年 齢)	大正 昭和 年 月 日 平成 (満 歳)
購 入 し た ヘルメット	メ ー カ ー	
	品名又は品番	
	安 全 基 準	<input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE (EN1078) <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC <input type="checkbox"/> その他の認証 ()
	購 入 年 月 日	年 月 日
	購 入 価 格	円
補 助 金 申 請 額		円

※安全基準：購入したヘルメットが該当する安全基準の□に✓を入れてください。

※補助金申請額：ヘルメットの購入価格×1/2

（上限2,000円。10円未満の端数は切り捨て）

■添付書類

- ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類
（領収書等）
- その他必要な書類

■ 誓約事項（□に✓を入れてください）

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努めること。
- 2 過去に同補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）
- 3 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 4 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還すること。
- 5 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。
- 6 ヘルメット購入後に事故などが発生した場合、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 7 補助金の交付申請の審査のため、住民基本台帳を市職員が確認することについて了承すること。

_____年 月 日

氏 名（申請者自署）

● 保護者同意欄（未成年者（児童生徒等）が申請を行う場合のみ記入）

申請者が補助金の交付を申請することについて同意します。

_____年 月 日

保護者

氏 名（自署）

● 委任状（申請者本人が窓口に来れない場合のみ記入）

私は、【住所】 _____ 【氏名】 _____
を代理人と定め、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金における申請、照会等に関する一切の権限を委任します。

なお、瀬戸市に対し代理人が本人であることを代理人が所有する身分証明書等※で証明します。

_____年 月 日

委任者 【住所】 瀬戸市

_____ 【氏名】 _____

※ 全て申請者本人が自署してください。

※ 代理人の本人確認書類（運転免許証等）を提示してください。

第 号
年 月 日

瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金
交付決定通知書兼確定通知書

様

瀬戸市長

年 月 日付けで申請のありました瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金について、交付を決定し、下記のとおり額を確定いたしましたので、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

補助金確定額 金 円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金請求書

(宛先) 瀬戸市長

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金について、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	支店名	本店 支店 出張所
預金種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

3 添付書類

振込先銀行口座通帳の表紙等の写し（金融機関名・口座番号・口座名義（フリガナ）が記載されているもの）